

# — 資料編 —

## 【全国大会で活躍された選手】

年	選手・種目・大会名
1951年 昭和26年	(重量拳) 白石 勇が第6回広島国体で優勝
1953年 昭和28年	(重量拳) 白石 勇、清村 義明が第8回四国国体で優勝
1954年 昭和29年	(円盤投) 奥本 克己が全日本実業団陸上で優勝 (重量拳) 黒川 晋、明星 敬二が全日本重量拳選手権大会で優勝
1955年 昭和30年	(ボクシング) 三迫 仁志がプロボクシング東洋フライ級チャンピオン (重量拳) 黒川 晋、松垣 大が全日本重量拳選手権大会で優勝 (重量拳) 松垣 大が第10回神奈川国体で優勝
1958年 昭和33年	(重量拳) 加藤 忠吉が第13回富山国体で優勝
1960年 昭和35年	(重量拳) 加藤 忠吉が第15回熊本国体で優勝
1964年 昭和39年	(サッカー) 新居浜東高サッカー部が第43回全国高校サッカー選手権大会初出場
1966年 昭和41年	(砲丸投) 石井 利幸が全国身体障害者スポーツ大会で優勝
1967年 昭和42年	(野球) 新居浜商業野球部が春のセンバツ初出場 ・第39回全国高等学校硬式野球選手権(甲子園) 準々決勝進出
1969年 昭和44年	(ボクシング) 前川 義英が全日本ボクシング選手権で優勝 (ハンドボール) 新居浜商業女子ハンドボール部がインターハイ及び第24回長崎国体で優勝
1970年 昭和45年	(ハンドボール) 新居浜工業男子ハンドボール部がインターハイで優勝
1971年 昭和46年	(ハンドボール) 住友化学菊本製造所男子ハンドボール部が 第12回全日本ハンドボール選手権大会で優勝
1973年 昭和48年	(重量拳) 新居浜工業・小野 正がインターハイ・ミドル級で優勝

年	選手・種目・大会名
1974年 昭和49年	(軟式庭球) 新居浜商業女子軟式庭球部がインターハイで優勝 (柔道) 新居浜高専・阿部 克彦が全国高等専門学校総合体育大会・重量級で優勝 (重量拳) 新居浜工業・真鍋 正司がインターハイ・フライ級で優勝
1975年 昭和50年	(野球) 新居浜商業野球部が夏の甲子園初出場 ・第57回全国高等学校硬式野球選手権(甲子園)準優勝 【決勝戦・新居浜商業4ー習志野5】
1976年 昭和51年	(立幅跳・砲丸投) 木村 照子が全国身体障害者スポーツ大会で優勝 (重量拳) 新居浜工業・真鍋 和人がインターハイ及び第30回三重国体フライ級で優勝
1981年 昭和56年	(バドミントン) 新居浜高専男子バドミントン部が 第5回全日本高等専門学校バドミントン選手権大会で優勝 (やり投) 新居浜南高・矢暮 久富が第36回滋賀国体で優勝
1982年 昭和57年	(重量拳) 真鍋 和人が第42回全日本ウエイトリフティング選手権大会・52kg級で優勝 (バドミントン) 新居浜高専男子バドミントン部が 第6回全日本高等専門学校バドミントン選手権大会で優勝
1983年 昭和58年	(重量拳) 真鍋 和人が第43回全日本ウエイトリフティング選手権大会・52kg級で優勝
1985年 昭和60年	(サッカー) 新居浜高専サッカー部が 第18回全日本高等専門学校サッカー選手権大会で優勝
1986年 昭和61年	(重量拳) 真鍋 和人が第46回全日本ウエイトリフティング選手権大会・52kg級で優勝 (400m走) 新居浜東高・渡邊 高博が日本中国ジュニア陸上競技交歓大会で優勝
1987年 昭和62年	(重量拳) 真鍋 和人が第47回全日本ウエイトリフティング選手権大会・52kg級で優勝 (800m走) 新居浜東高・渡邊 高博が第41回山梨国体で優勝
1988年 昭和63年	(重量拳) 真鍋 和人が第48回全日本ウエイトリフティング選手権大会・52kg級で優勝 (400m走) 新居浜東高・渡邊 高博がインターハイで優勝 【全国高校新記録・日本歴代4位】
1990年 平成2年	(400m走) 渡邊 高博が日本陸上競技選手権大会で優勝 (バドミントン) 双葉クラブが第8回全日本家庭婦人バドミントン競技大会で優勝

年	選手・種目・大会名
1991年 平成3年	(400m走) 渡邊 高博が平成2年度アジア大会陸上競技会で優勝 (バドミントン) 新居浜高専・井上 晃志・井上 大輔組が第15回全日本高等専門学校 バドミントン選手権大会・男子ダブルスで優勝 (ゲートボール) 新居浜中央ゲートボールチームが 平成2年度全国厚生年金受給ゲートボール大会で優勝
1992年 平成4年	(400m走) 渡邊 高博が平成4年度関東学生選手権大会で優勝
1993年 平成5年	(100m走) 早崎 清光が第28回全国身体障害者スポーツ大会で優勝 (やり投) 塩崎 伊勢松が第28回全国身体障害者スポーツ大会で優勝 (サッカー) 新居浜高専サッカー部が 第26回全日本高等専門学校サッカー選手権大会で優勝
1994年 平成6年	(バドミントン) 双葉クラブが第12回全日本家庭婦人バドミントン競技大会で優勝 (三段跳) 高須賀 咲枝が第24回ジュニアオリンピック陸上競技選手権大会で優勝
1996年 平成8年	(サッカー) 新居浜高専サッカー部が 第29回全日本高等専門学校サッカー選手権大会で優勝
1997年 平成9年	(砲丸投) 早崎 清光が '96 ジャパンパラリンピック陸上競技大会で優勝
1998年 平成10年	(バドミントン) 双葉クラブが第16回全日本家庭婦人バドミントン競技大会で優勝 (自由形100m) 浅木 剛紀が第38回全国中学校選抜水泳競技大会で優勝
1999年 平成11年	(バスケットボール) 新居浜高専女子バスケットボール部が 第2回全日本高等専門学校女子バスケットボール選抜大会で優勝 (卓球) 新居浜高専男子卓球部が第34回全日本高等専門学校体育大会で優勝 (自由形100m) 浅木 剛紀が第39回全国中学校選抜水泳競技大会で優勝 (円盤投) 早崎 清光が '98 ジャパンパラリンピック陸上競技大会で優勝 (剣道) 岡部 由佳が第34回全日本高等専門学校体育大会・剣道女子個人で優勝

年	選手・種目・大会名
2000年 平成12年	(バスケットボール) 新居浜高専女子バスケットボール部が 第35回全日本高等専門学校女子バスケットボール選抜大会で優勝 (自由形50m) 浅木 剛紀が第23回全国ジュニアオリンピック水泳競技大会で優勝 (砲丸投) 早崎 清光が'99ジャパンパラリンピック陸上競技大会で優勝 (バドミントン) 大條 祐佳李が平成12年度全国小学生ABCバドミントン大会で優勝 (サッカー) 新居浜西高サッカー部が第79回全国高校サッカー選手権大会に初出場
2001年 平成13年	(サッカー) 新居浜高専サッカー部が 第36回全日本高等専門学校サッカー選手権大会で優勝 (ソフトテニス) 新居浜高専男子ソフトテニス部が 第36回全日本高等専門学校体育大会で優勝 (バスケットボール) 新居浜高専女子バスケットボール部が 第36回全日本高等専門学校女子バスケットボール選抜大会で優勝 (弓道) 立井 万喜が第55回富山国体・成年女子団体に優勝 (円盤投) 早崎 清光が第12回身体障害者陸上競技大会で優勝
2002年 平成14年	(自由形50m) 浅木 剛紀がインターハイで優勝 (砲丸投・円盤投) 早崎 清光が第13回身体障害者陸上競技大会で優勝 (バドミントン) 双葉クラブが第20回全日本家庭婦人バドミントン競技大会で優勝
2003年 平成15年	(剣道) 榎田 弥来が第38回全日本高等専門学校体育大会・剣道女子個人で優勝 (砲丸投・円盤投) 早崎 清光が第14回身体障害者陸上競技大会で優勝
2004年 平成16年	(三段跳・走幅跳) 十亀 慎也がインターハイ(三段跳・走幅跳)及び日本ジュニア選手権大会 (三段跳)で優勝 (砲丸投・円盤投) 早崎 清光が第15回身体障害者陸上競技大会で優勝
2005年 平成17年	(砲丸投・円盤投) 早崎 清光が第16回身体障害者陸上競技大会で優勝

年	選手・種目・大会名
2006年 平成18年	<p>(砲丸投・円盤投) 早崎 清光が第17回身体障害者陸上競技大会で優勝</p> <p>(テニス) 登尾 泰平・末武 哲也組が 第28回全日本高等専門学校テニス選手権大会・個人戦ダブルスで優勝</p> <p>(バドミントン) 逸見 寛二が第44回全日本教職員バドミントン選手権大会 ・50歳以上男子シングルスで優勝</p> <p>(バウンドテニス) 岡田 恵美子が第24回全日本バウンドテニス選手権大会 ・女子ミドルシングルスで優勝</p>
2007年 平成19年	<p>(バドミントン) 大中 康貴が第23回全日本シニアバドミントン選手権大会 ・55歳以上男子シングルスで優勝</p> <p>(円盤投) 早崎 清光が第18回身体障害者陸上競技大会で優勝</p> <p>(重量挙) 田坂 美仁が第25回全日本マスターズウエイトリフティング 競技選手権大会・85kg級で優勝</p> <p>(ゲートボール) 新居浜レディースが第22回全国選抜ゲートボール大会 ・65歳以上女子の部で優勝</p> <p>(バドミントン) 村上 瑛一が2006年第4回スペシャルオリンピックス 日本夏季ナショナルゲーム・熊本男子シングルスDV5クラスで優勝</p> <p>(ソフトボール) 新居浜セブンティーズが第13回シニアソフトボール古希山口大会で優勝 (背泳50m・100m)</p> <p>塩出 秀男が第24回全日本身体障害者水泳選手権大会で優勝 (自由形50m・平泳50m)</p> <p>塩出 創が第24回全日本身体障害者水泳選手権大会で優勝 (自由形100m)</p> <p>丹波 久美子が第24回全日本身体障害者水泳選手権大会で優勝 (バタフライ100m)</p> <p>尾崎 躬几子が第24回全日本身体障害者水泳選手権大会で優勝</p>
2009年 平成21年	<p>(ソフトテニス) 玉井 信也・清水 謙太組が第44回全国高等専門学校体育大会 ・ソフトテニス個人の部で優勝</p> <p>(バドミントン) 十亀 加奈江が第10回全国小学生ABCバドミントン大会で優勝</p>
2010年 平成22年	<p>(ブーメラン) 近藤 優子が2010世界ブーメラン大会inローマで女子総合優勝 ・ジャパンカップ2010で個人総合1位</p>

年	選手・種目・大会名
2011年 平成23年	(重量拳) 権田 達也がインターハイ及び第58回全国高等学校ウエイトリフティング 競技選手権大会・53kg級で優勝 (駅伝) 東中学校が第19回全国中学校駅伝大会女子の部で優勝
2012年 平成24年	(ブーメラン) 近藤 優子が第1回西日本ブーメラン選手権で総合優勝 ・2012年春季競技会で総合優勝 ・2012年ブーメランジャパンカップin北九州で女子総合優勝
2013年 平成25年	(アームレスリング) 山内 豊徳が第35回世界アームレスリング選手権マスタース ・90kg左腕の部で優勝 ・90kg右腕の部で準優勝

参考文献：「新居浜市体育協会創立50周年記念誌」平成12年新居浜市体育発行  
新居浜市市政だより「にいほま」平成16年5月号

#### 【オリンピック出場選手】

氏 名	年	開催場所/競技名	成 績
白石 勇	1952年 (昭和27年)	ヘルシンキ 重量拳バンタム級	日本選手初参加
真鍋 和人	1984年 (昭和59年)	ロサンゼルス 重量拳52kg級	3 位
	1988年 (昭和63年)	ソウル 重量拳52kg級	8 位
渡邊 高博	1992年 (平成4年)	バルセロナ 陸上 400m	出 場
向井 裕紀弘 (新居浜東高出身)	2004年 (平成16年)	アテネ 陸上 4×400mリレー	出 場
竹葉 多重子	2004年 (平成16年)	アテネ クレー射撃・女子トラップ	8 位
松本 慎吾	2004年 (平成16年)	アテネ レスリング グレコローマン84kg級	7 位

【世界大会出場選手】

氏名	年	開催場所/大会名	成績
黒川 晋	1954年 (昭和29年)	ウィーン 第31回重量拳世界選手権大会	優勝
	1955年 (昭和30年)	ミュンヘン 第32回重量拳世界選手権大会	優勝
	1988年 (昭和63年)	フロリダ 世界マスターズオープンウェイトリフティング大会	金メダル
明星 敬二	1954年 (昭和29年)	ウィーン 第31回重量拳世界選手権大会	優勝
桧垣 大	1955年 (昭和30年)	ミュンヘン 第32回重量拳世界選手権大会	優勝
三迫 仁志	1955年 (昭和30年)	プロボクシング東洋フライ級	チャンピオン
宮原 藤支男	1961年 (昭和36年)	西ドイツ 第4回世界ハンドボール選手権大会	
	1964年 (昭和39年)	チェコ 世界男子ハンドボール選手権大会	
村上 巖	1961年 (昭和36年)	西ドイツ 第4回世界ハンドボール選手権大会	
井上 素行	1964年 (昭和39年)	チェコ 世界男子ハンドボール選手権大会	
前川 義英	1969年 (昭和44年)	フィリピン ボクシング 第4回アジア選手権大会	銀メダル
真鍋 正司	1976年 (昭和51年)	モンテリオール 第50回重量拳世界選手権	スナッチ2位 TOTAL 4位
真鍋 和人	1981年 (昭和56年)	リール 第55回重量拳世界選手権	3位
	1983年 (昭和58年)	モスクワ 第57回重量拳世界選手権	5位
中張 善治	1988年 (昭和63年)	オーストラリア 第二回世界マスターズ大会(水泳)	銅メダル
渡邊 高博	1989年 (平成元年)	ハンガリー 世界室内陸上競技選手権大会400走	室内日本新記録



氏名	年	開催場所/大会名	成績
有光 節子	1991年 (平成2年)	第三回世界マスターズ水泳選手権大会 (200m平泳)	銀メダル
	1997年 (平成9年)	第六回パンパシフィックマスターズ 選手権大会 (200m平泳)	2 位
	1998年 (平成10年)	世界マスターズ大会 (200m平泳)	7 位
	1999年 (平成11年)	第七回パンパシフィックマスターズ 選手権大会	平泳1位 (100m200m) 背泳ぎ3位 (50m) 自由形4位 (50m)
加藤 音	1992年 (平成4年)	第四回世界マスターズ (50mバタフライ)	優 勝
野田 裕子	2005年 (平成17年)	トルコ 第23回ユニバーシアード競技大会 (バスケットボール)	12 位
福田 健二	1996年 (平成8年)	アジアウィナーズカップ (サッカー)	出 場
	2000年 (平成12年)	アジアウィナーズカップ (サッカー)	出 場
福西 崇史	2002年 (平成14年)	日本・韓国 FIFAワールドカップサッカー大会	出 場
	2006年 (平成18年)	ドイツ FIFAワールドカップサッカー大会	出 場
山田 和司	2010年 (平成22年)	フランス 第18回世界バトミントン選手権大会	5 位
近藤 優子	2004年 (平成16年)	シャルルビルメジェール 2004ブーメラン世界大会inフランス	女子総合2位
	2006年 (平成18年)	旭川 2006ブーメラン世界大会in旭川	女子総合2位
	2008年 (平成20年)	シアトル 2008ブーメラン世界大会inシアトル	女子総合2位
	2010年 (平成22年)	ローマ 2010ブーメラン世界大会inローマ	女子総合1位
	2012年 (平成24年)	ブラジル 2012ブーメラン世界大会inブラジル	女子総合1位
山内 豊徳	2013年 (平成25年)	ポーランド 第35回世界アームレスリング選手権 マスターズ (90kg左腕の部)	優 勝
上野 知果	2013年 (平成25年)	春川 第7回春川オープン国際テコンドー 選手権大会	出 場

## 2

## 新居浜市の運動・スポーツ施設の分布

【体育施設一覧表】

施設名	所在地	建設年月日	構造
市民体育館	東雲町一丁目1番25号	S52. 8	鉄筋コンクリート造 3階建
山根総合体育館	角野新田町三丁目14番1号	S62. 3	鉄筋コンクリート造 2階建
多喜浜体育館	多喜浜町四丁目3番7号	S59. 3	鉄筋コンクリート造 2階建
東雲市民プール	東雲町一丁目1番13号	S47. 6	鉄筋コンクリート造
山根公園屋内プール	角野新田町三丁目14番2号	S63. 9	鉄筋コンクリート造 2階建プール棟鉄骨造
別子山市民プール	別子山甲355番地の1	S57. 3	樹脂一部コンクリート造
市営野球場	新須賀町三丁目2番54号	S60. 7	鉄筋コンクリート造 3階建
武徳殿	徳常町4番6号	S14. 10	木造瓦葺平家建
弓道場	徳常町4番15号	H5. 3	木造平家建
重量拳練習場	徳常町4番6号	S61. 2	鉄骨造平家建
文化振興会館	徳常町4番8号	H5. 3	鉄筋コンクリート造 3階建
山根市民グラウンド	角野新田町三丁目2822番地の9		
別子山市民グラウンド	別子山乙304番地の8	S57. 3	
市民テニスコート	庄内町二丁目地先 及び南小松原地先	S59. 10	クレーコート6面
		S57. 3	全天候型ウレタンコート 硬式4面
		H24. 10	クレーコート軟・硬両用 3面
		H24. 10	全天候型人工芝6面
山根公園テニスコート	角野新田町三丁目12番	H4. 3	全天候型人工芝 6面練習コート3面
東雲競技場	東雲町三丁目地先	H5. 3	全天候型300m トラック及び投てき場
市営サッカー場	観音原町乙109番地	H11. 7	天然芝グラウンド2面 管理棟鉄骨造平家建

【教育施設一覧表】

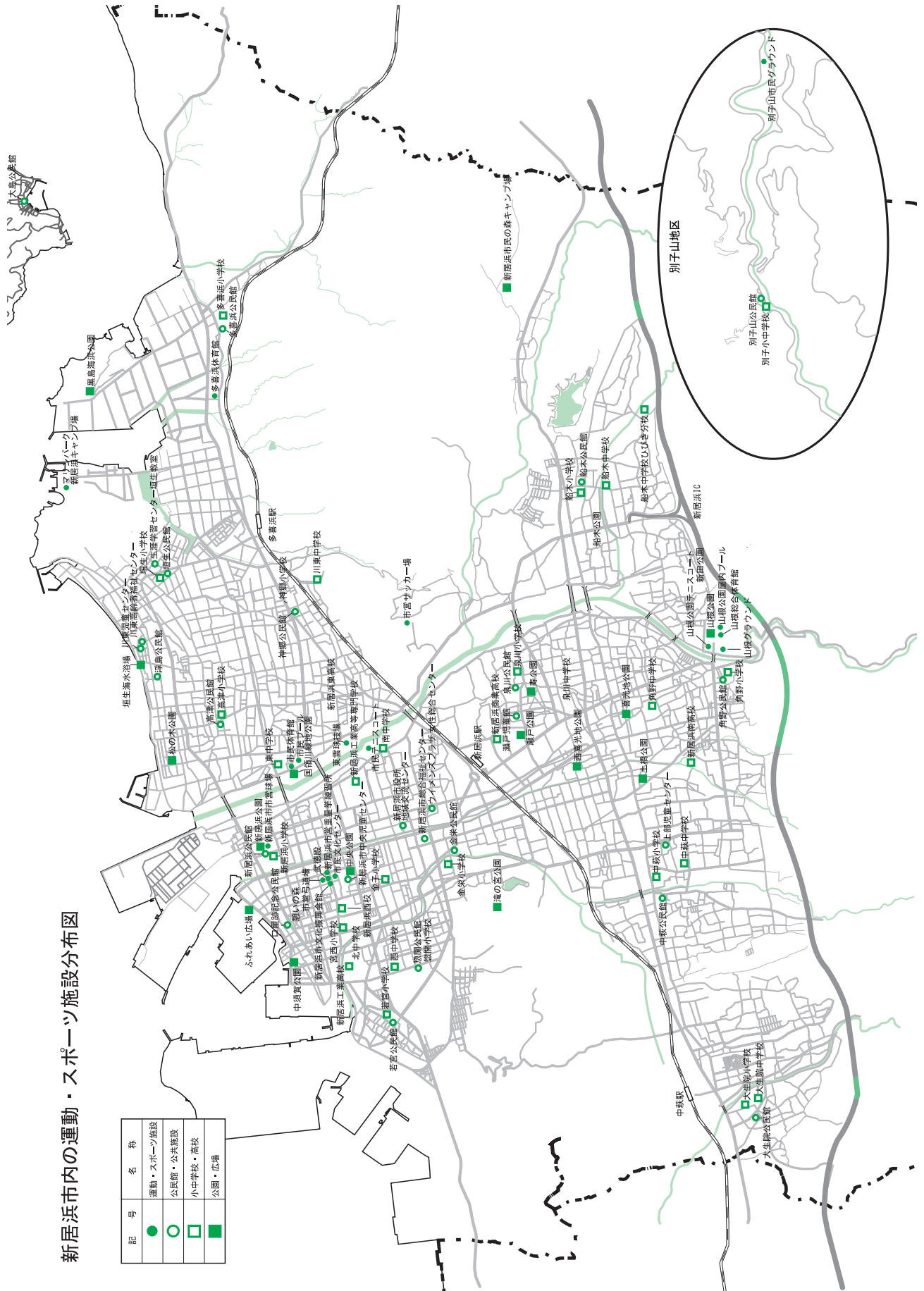
施設名	所在地	建設年月日	構造
銅山の里自然の家	立川町654番地の3	S63. 7	木造コロニアル葺 2階建外

【小・中学校一覧表】

小学校名	所在地	中学校名	所在地
新居浜	新須賀町三丁目1番58号	北	宮西町5番81号
宮西	宮西町5番56号		
金子	久保田町一丁目3番57号	南	庄内町二丁目4番47号
金栄	西の土居町一丁目5番1号		
高津	宇高町二丁目13番7号	東	東雲町一丁目4番23号
惣開	王子町1番3号	西	江口町7番1号
若宮	新田町一丁目8番56号		
垣生	垣生一丁目5番38号	川東	神郷二丁目4番1号
浮島	八幡二丁目2番65号		
神郷	神郷一丁目1番1号		
多喜浜	多喜浜五丁目7番34号		
泉川	岸の上町一丁目13番68号	泉川	星原町7番8号
船木	船木4299番地の1	船木	船木甲3754番地の1
中萩	中萩町6番61号	中萩	中萩町13番31号
大生院	大生院1070番地の1	大生院	大生院1070番地の2
角野	中筋町二丁目7番10号	角野	宮原町11番51号
別子	別子山甲358番地	別子	別子山甲358番地

# 新居浜市内の運動・スポーツ施設分布図

記号	名称
●	運動・スポーツ施設
○	公民館・公衆施設
□	小中学校・高校
■	公園・広場



## 3

## アンケート調査

## ◆ 新居浜市民の運動やスポーツ活動（成人）

## アンケート回答者

表 年齢別回答者数集計表

	年 齢	男性(人)	女性(人)	合計(人)	割合(%)
1	20～29歳	17	31	48	5.6
2	30～39歳	31	57	88	10.2
3	40～49歳	41	58	99	13.5
4	50～59歳	41	60	101	13.5
5	60～69歳	84	84	168	27.7
6	70歳以上	89	65	154	29.4
	未回答	0	0	0	—
	合計（未回答除く）	303	355	658	100

## 運動やスポーツの好み（男女別）

## 【新居浜市民の特性】

◆新居浜市民は運動とスポーツをする事や見る事を好んでいます。運動やスポーツをする人は20代の方が多く、高齢者になるほど少なくなります。また、高齢者になるほど運動やスポーツをするのも見るのも嫌いな人は少なくなります。

- ・運動やスポーツを「するのも見るのも好き」が44.7%、「するのも見るのも嫌い」が7.2%、市民は運動とスポーツを好んでいる傾向があります。
- ・また、運動やスポーツを「する方が好き」15.5%よりも「見る方が好き」32.6%となっています。
- ・男女別にみると、女性の方がやや運動やスポーツをするのも見るのも嫌いな傾向があります。

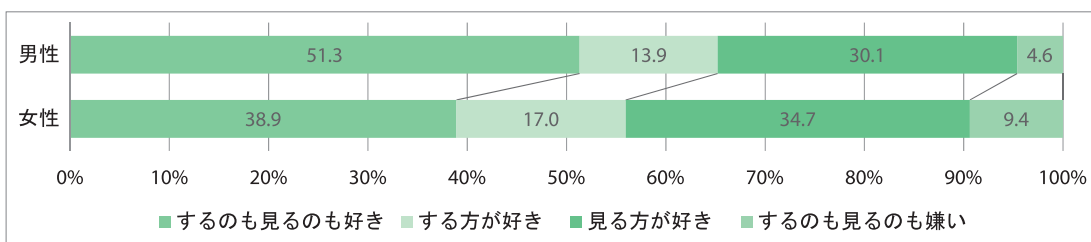


図 男女別運動やスポーツの好み

## 運動やスポーツの好み（年齢別）

- ・年齢別にみると、20代が運動やスポーツを「する方を好む」割合が多く、高齢になるほど運動やスポーツを「見る方が好き」になる割合が多くなります。
- ・さらに、若くなるほど運動やスポーツを「するのも見るのも嫌い」な割合が多くなります。

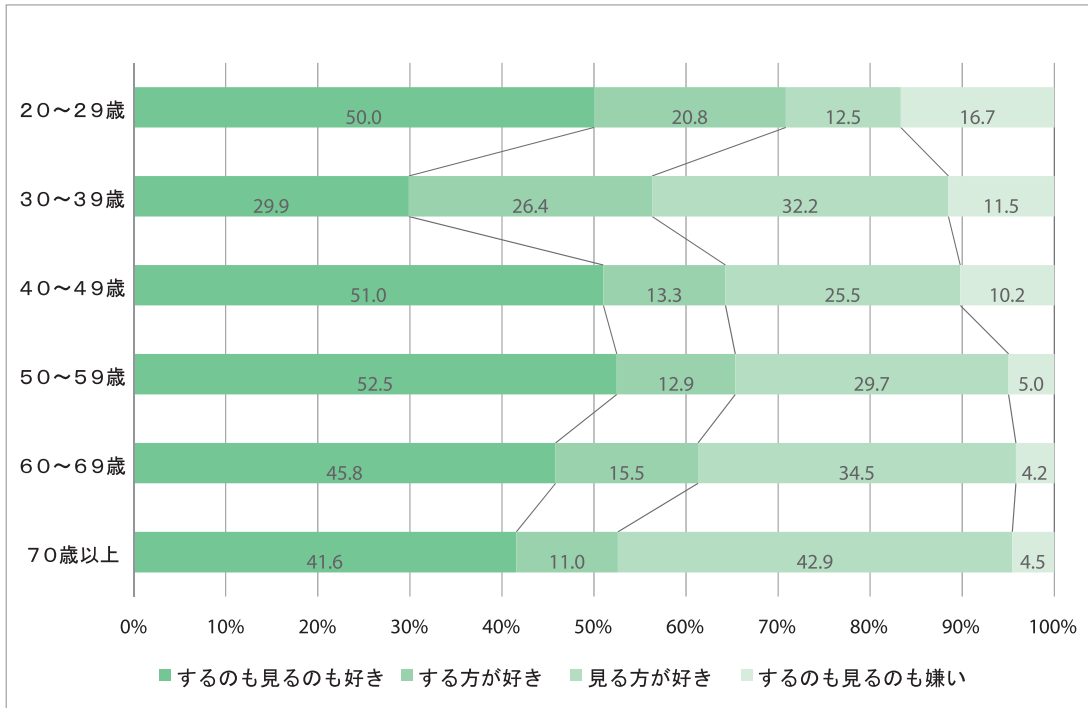


図 年齢別運動やスポーツの好み

- ・運動やスポーツをするのも見るのも好きになる理由は、「子どもの頃からしている」37.5%と「健康に良いから」35.4%が主な理由となっています。

## 1年間の運動やスポーツをした頻度

### 【新居浜市民の特性】

◆市民の約5割は、少なくとも週に1～2日以上、一回に1時間程度運動やスポーツをしており、約3割は運動を全くしない。運動をよくする人は、健康づくりのために散歩やウォーキングをしています。

・運動・スポーツの頻度は、「週に3日以上」23.2%、「週に1～2日以上」22.2%で合わせると、45.4%になります。「全くしなかった」は26.6%です。

・「全くしなかった」人の男女別では、女性が31.1%で男性が20.9%、男性より女性は全くしない傾向があります。

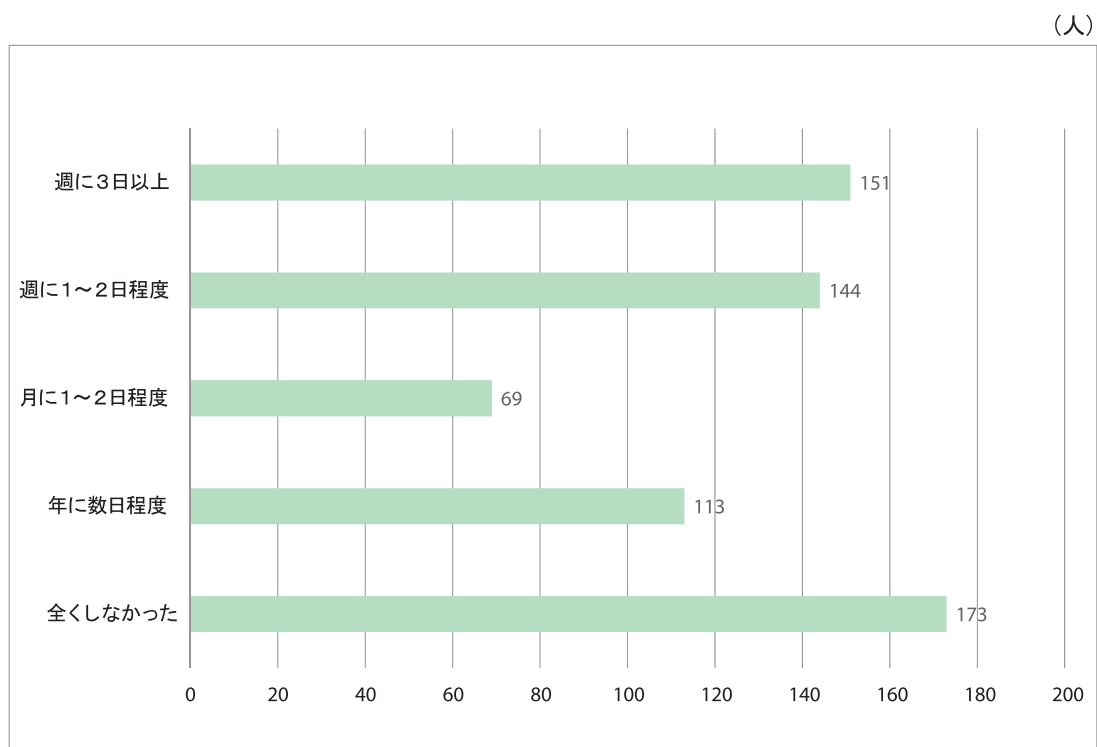


図 1年間の運動やスポーツをした頻度

## 1年間の運動やスポーツをした頻度（年齢別）

- ・年齢別にみると、高齢になるほど「週に3日以上」運動やスポーツをする頻度が高くなる傾向があり、同様に「全くしない」人の割合が高くなります。

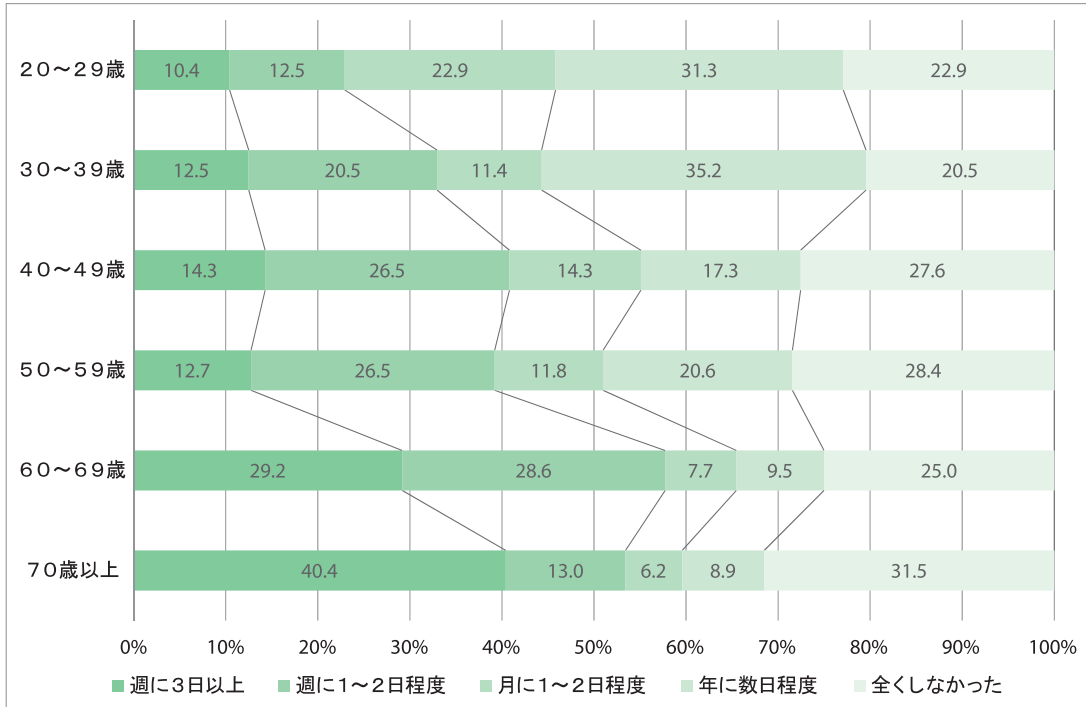


図 1年間の運動やスポーツをした頻度

- ・1回あたりの運動時間は、「1時間程度」33.2%、「30分程度」25.2%が多くなっています。
- ・運動やスポーツを行なう理由は、「健康・体力づくり」33.2%、「運動不足解消」18.7%、「ストレス解消・気分転換」17.4%が主な理由となっています。
- ・運動やスポーツは、「散歩・ウォーキング」26.8%と一番多い。運動する場所は、「道路や遊歩道」23.0%、「近所の公園や広場」15.8%、「公共施設」15.5%となっています。
- ・運動やスポーツを全くしない人の理由は、「時間がない」16.7%「やりたいがきっかけがない」12.5%「疲れていて体力的な余裕がない」12.5%が主な意見となっています。



## 運動やスポーツを行う際の支障

・運動やスポーツを行う時に支障になる事は、男性は「仕事が忙しい」19.6%であります。女性は「家事・育児が忙しい」12.5%、「仕事が忙しい」11.8%、「体力に自信がない」11.6%、「費用がかかる」11.1%といった意見となっています。

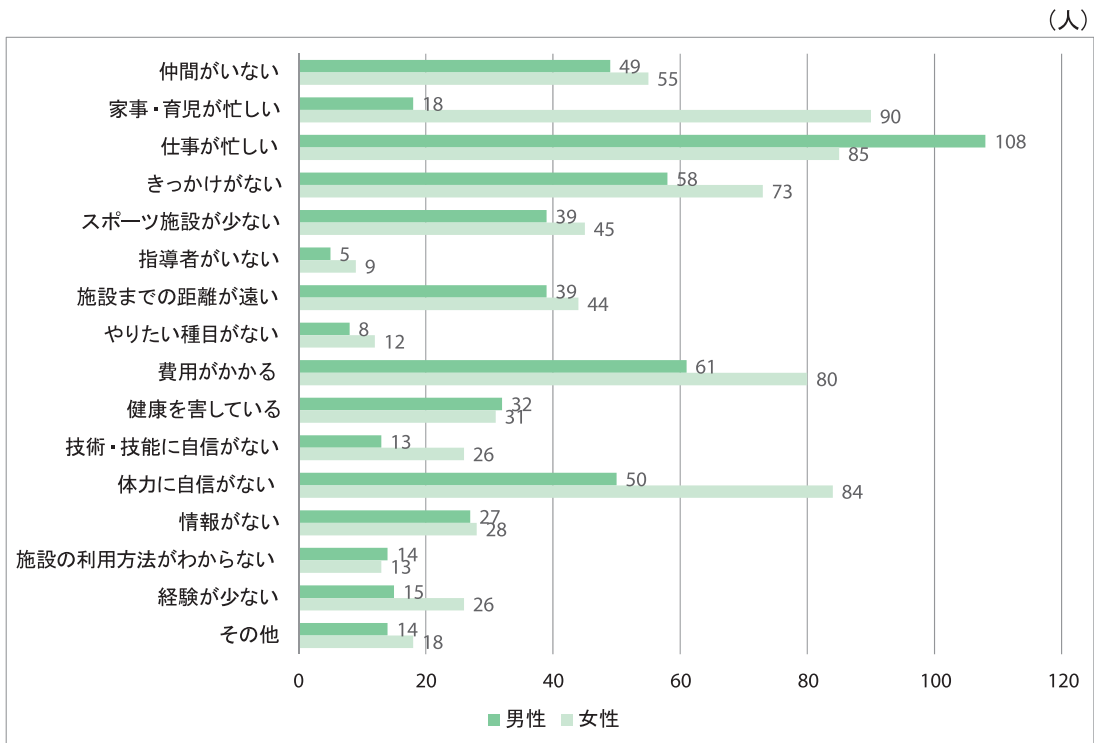


図 男女別運動やスポーツを行う際の支障

・年齢別にみると、「仕事が忙しい」は40代と50代が多く、「家事・育児が忙しい」は30代が多く、「体力に自信がない」は70歳以上が多く、「費用がかかる」は40代と60代が多い傾向です。

## 今後してみたいスポーツの種目

### 【新居浜市民の特性】

◆市民は今後も散歩やウォーキングをしたいと思っている人が多く、水泳、ハイキングを今よりしてみたいと思っています。

・今後してみたいスポーツの種目は、「散歩・ウォーキング」が24.2%、「水泳」9.3%、「ハイキング」7.9%、「ジョギング」7.7%が上位の回答となっています。

「今までの経験種目の割合→今後してみたい種目の割合」

散歩・ウォーキング	26.8% → 24.2%
水 泳	4.7% → 9.3%
ハイキング	3.9% → 7.9%
ジョギング	7.5% → 7.7%

## スポーツの観戦

### 【新居浜市民の特性】

◆市民は野球やサッカーを約8割がテレビやラジオでスポーツ観戦しており、実際に見に行く人は約1割となっています。

・スポーツを「実際に見に行く」人は全体で12.0%、スポーツを「テレビで見たりラジオで聞いたりする」人は男女共に多く男性79.5%、女性79.0%、全体で79.1%となっています。

・観戦したスポーツの中で関心のあるスポーツは「野球」が20.2%、「サッカー」が20.1%の上位回答となっています。

## 地域でのスポーツ行事の認知度

### 【新居浜市民の特性】

◆市民は地域でのスポーツ行事を知っている人とわからない人がほぼ半数ずつで、知っている人の半分以上は地域でのスポーツ行事に参加していません。

・地域団体が主催したスポーツ行事は、「ある」と知っている人が52.2%、「わからない」人が40.4%であります。また、「ある」と知っている人がこの1年間に地域団体が主催したスポーツ行事に「参加した」人は33.9%、「参加していない」人が58.3%となっています。

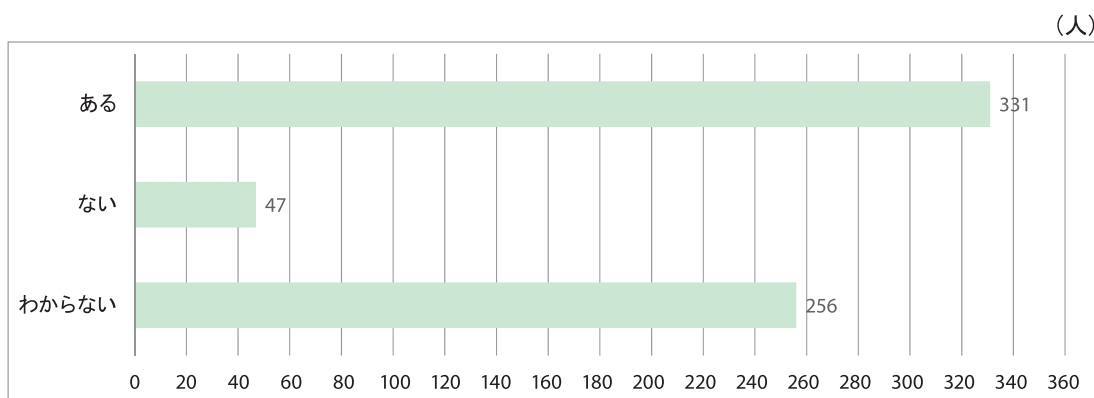


図 地域でのスポーツ行事の認知度

・地域団体が主催したスポーツ行事を「必要である」と思う人は79.9%となっています。

・必要と思う理由は、地域住民とのコミュニケーション、体力づくり、スポーツのきっかけ等であり、必要と思わない理由は、無理に参加を強要される、無理やりに準備等をさせられる、好きな人が集まってするのがよい等があげられています。

## スポーツに関するボランティア参加の意向

### 【新居浜市民の特性】

◆市民の約9割はスポーツに関するボランティアに参加していない。市民の約5割は今後もあまり参加したくないと思っています。

- ・スポーツに関わるボランティア参加は、「ある」人が9.3%、「ない」人が90.7%である。ボランティア参加の課題は、「参加の方法がわからない」が32.3%、「活動の量がわからない」が15.3%、「興味がない」が23.3%となっています。
- ・今後、ボランティア参加の意向は、「あまり参加したくない」人が44.4%、「できれば参加したい」が19.5%となっています。

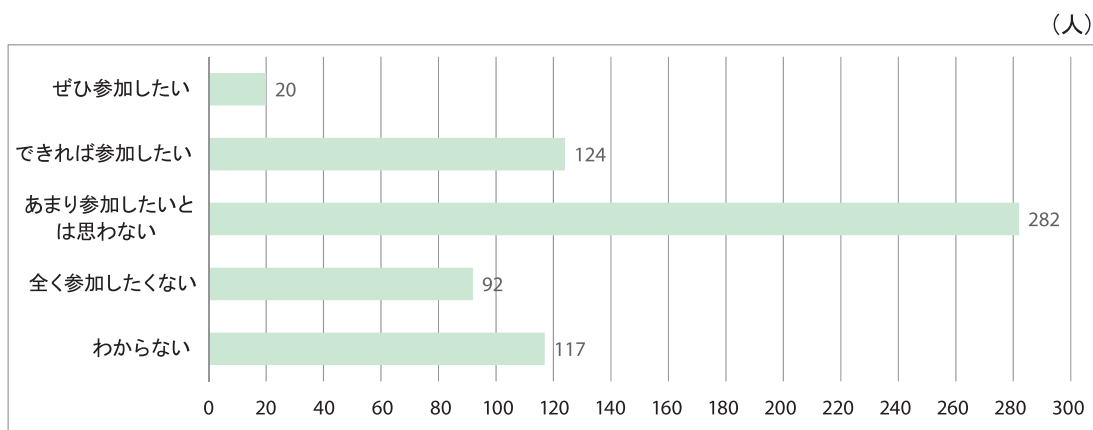


図 スポーツに関するボランティア参加の意向

## えひめ国体をきっかけに力を入れる種目

### 【新居浜市民の特性】

◆えひめ国体の認知度は、成人は半数が知っており、児童生徒の約6割は知りません。

- ・愛媛県で国体が開かれるのを全体で「知っていた」が51.5%、男女別では、男性59.3%、女性44.6%、「知らなかった」が男性40.7%、女性55.4%です。
- ・児童・生徒は、「知っていた」が33.3%、「知らなかった」が66.7%です。

- ・また、えひめ国体への参加は、成人が「応援として参加」が59.6%、児童・生徒は「観戦したい」が43.9%、「選手として出場したい」が31.7%です。
- ・えひめ国体をきっかけに力を入れる種目は、「サッカー」が22.8%と一番多く、次いで「陸上競技」が10.3%、「硬式野球」が9.3%です。

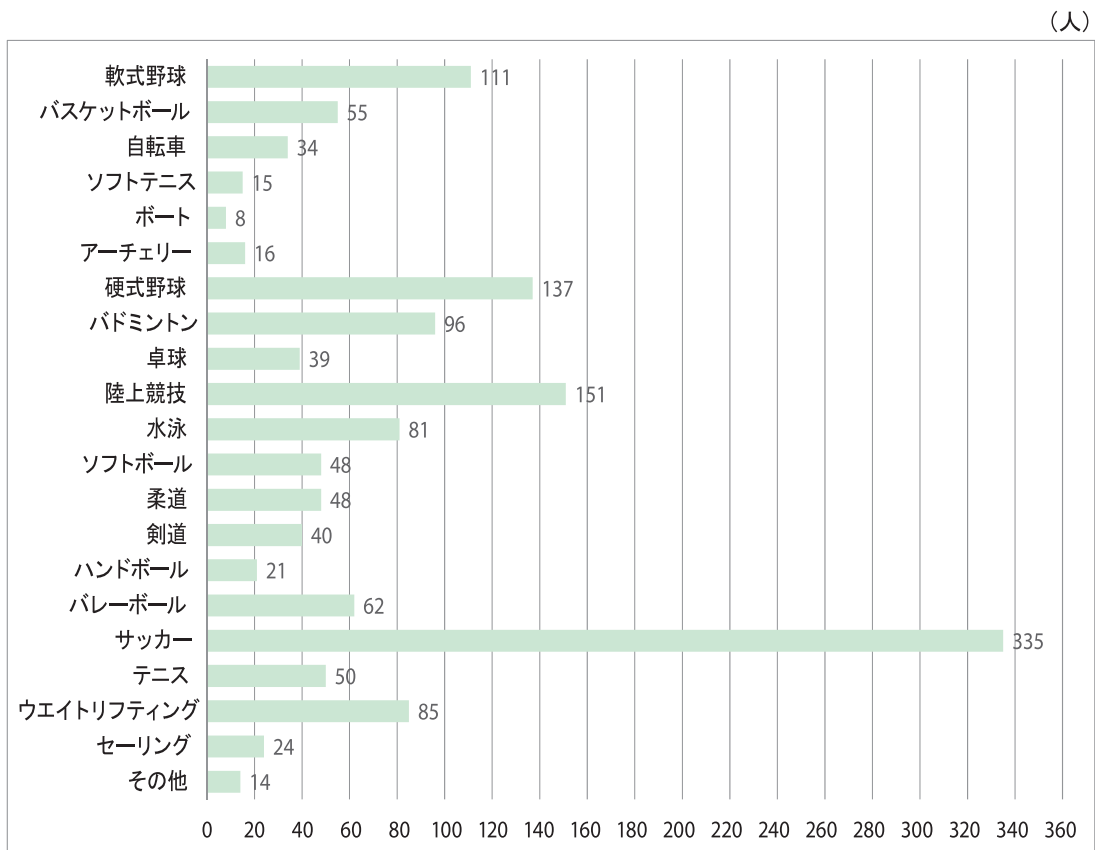


図 えひめ国体をきっかけに力を入れる種目

- ・国体に向けて力を入れることは、「小・中・高校の一貫指導を進める」が35.1%、「スポーツ施設を充実させる」が31.1%の上位回答となっています。

## 運動やスポーツクラブの加入状況

### 【新居浜市民の特性】

◆市民はスポーツクラブにほとんど加入していない。また、今後も加入したいと思っていない。

- ・運動やスポーツのクラブや同好会の加入状況では「加入している」が20.1%、「加入していない」が79.9%となっています。
- ・また、今後の加入については、「加入したい」が23.3%で、「加入したくない」が76.7%となっており、スポーツクラブへの加入は少なくなっています。

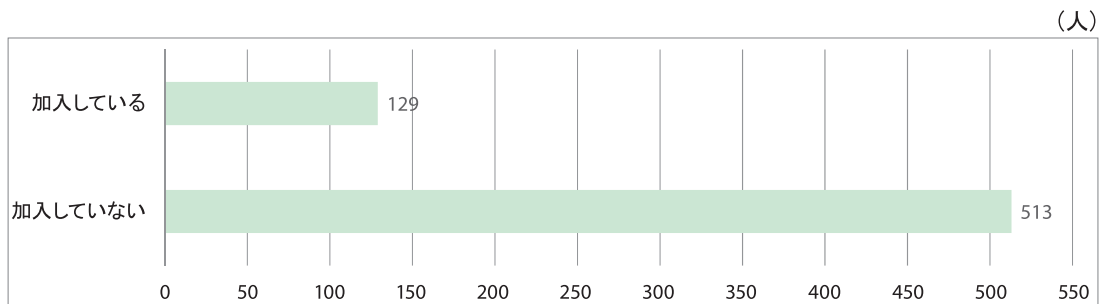


図 運動やスポーツクラブの加入状況

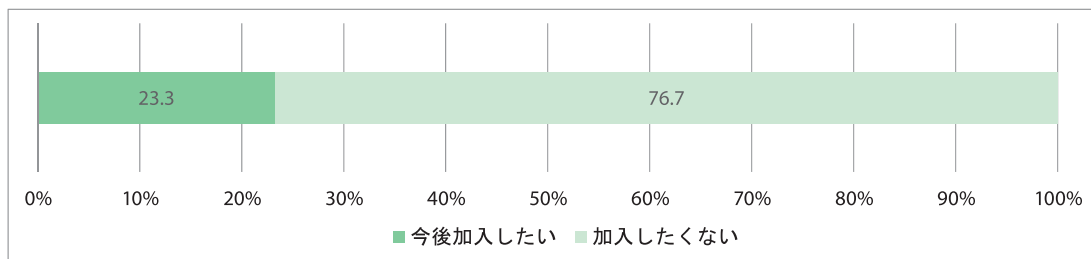


図 今後の運動やスポーツクラブの加入意識

## 運動やスポーツクラブの加入状況

- ・加入しているクラブ等の種類は、「地域住民が中心となっているクラブや同好会」が40.2%、「民間スポーツ施設などが開設している会員制のクラブ」が26.1%となっています。

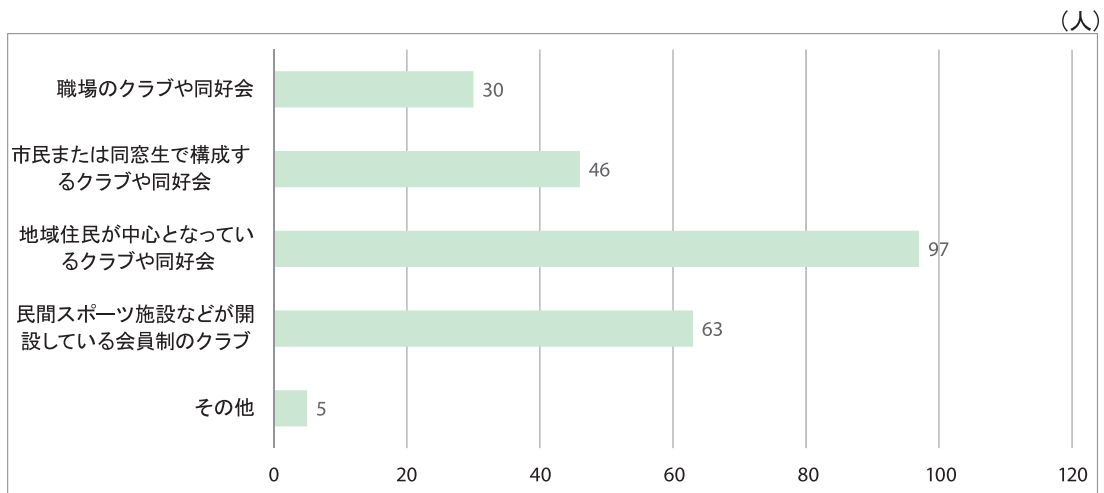


図 加入している運動やスポーツクラブの種類

- ・加入の理由は、「健康や体力増進のため」が54.8%と一番多く、費用負担は、月額制が38.2%、年会費制が27.0%となっており、月額負担は、「1,000～3,000円未満」が32.8%、「1,000円未満」が25.8%となっています。

## 総合型地域スポーツクラブの加入状況

### 【新居浜市民の特性】

◆市民は総合型地域スポーツクラブを概ね理解し、入会の意思は誘われれば入会する人が約4割で、あまり入会したくない人は約3割である。

・総合地域型スポーツクラブについての理解は「よくわかった」が9.7%、「どちらかといえばわかった」が53.4%で合わせて63.1%の人は概ね理解しています。

・入会の条件は、男女共に「自分のレベルにあった運動ができる」が男23.8%、女22.4%で、「安い値段でスポーツができる」が男16.2%、女20.0%、「健康をチェックしてもらえる」が男16.0%、女14.3%と多くなっています。

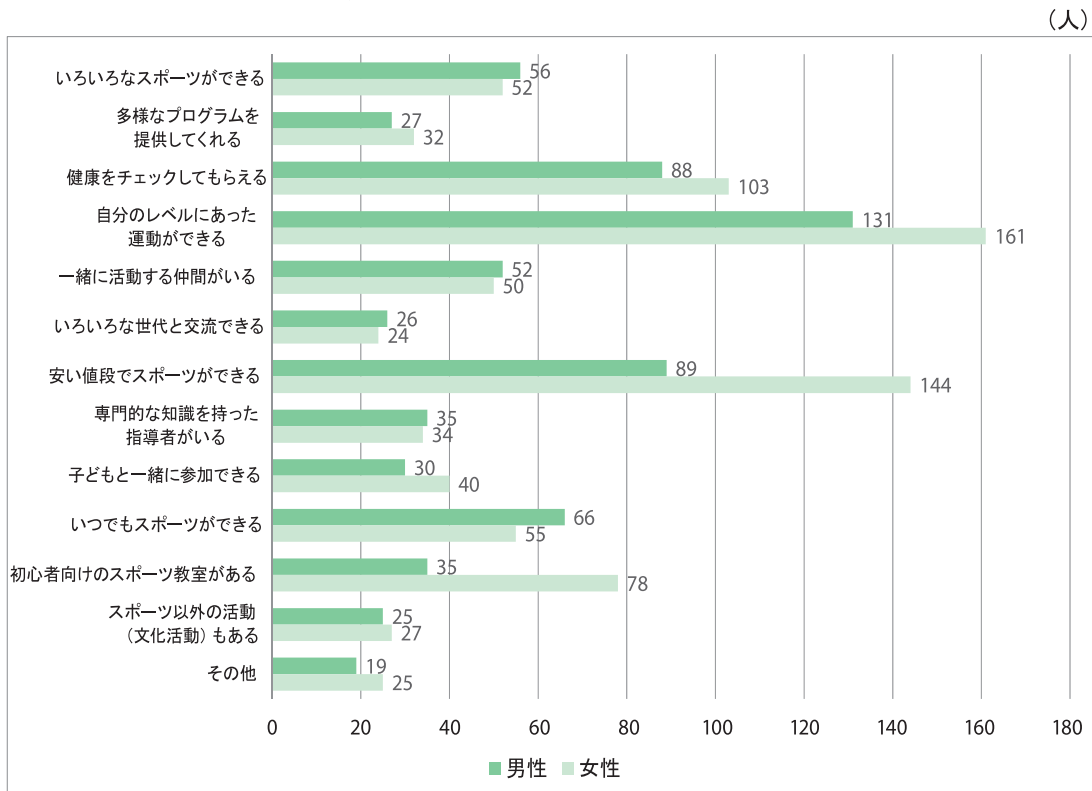


図 男女別総合型地域スポーツクラブの加入条件

・入会する場合の年会費は、男性は「5,000円以上10,000円未満」24.1%「3,000円以上5,000円未満」22.6%、女性は「3,000円以上5,000円未満」29.2%、「2,000円以上3,000円未満」23.2%となっています。

・入会の意思は、「誘われれば入会したい」が38.9%、「あまり入会したくない」が27.3%となっていて、「入会したい」15.5%と「誘われれば入会したい」を合わせると54.4%となり、概ね半数は入会の意思があります。



- ・運動やスポーツ教室の開講希望は、「散歩・ウォーキング」12.8%、「軽い体操」10.2%、「ストレッチ」7.8%、「ヨガ」7.7%となっています。

### 市内公共スポーツ施設の認識

#### 【新居浜市民の特性】

◆市民は市内の公共スポーツ施設の数と質を満足している人は約1割にも満たず、過去1年間に市内の公共スポーツ施設を約8割の人は利用していない。ただし、ここ1年間で利用した人の半数は満足している。

- ・市内の公共スポーツ施設を「数も質も不十分」と思っている人は7.4%、「数も質も不十分」と思っている人は46.0%となっています。

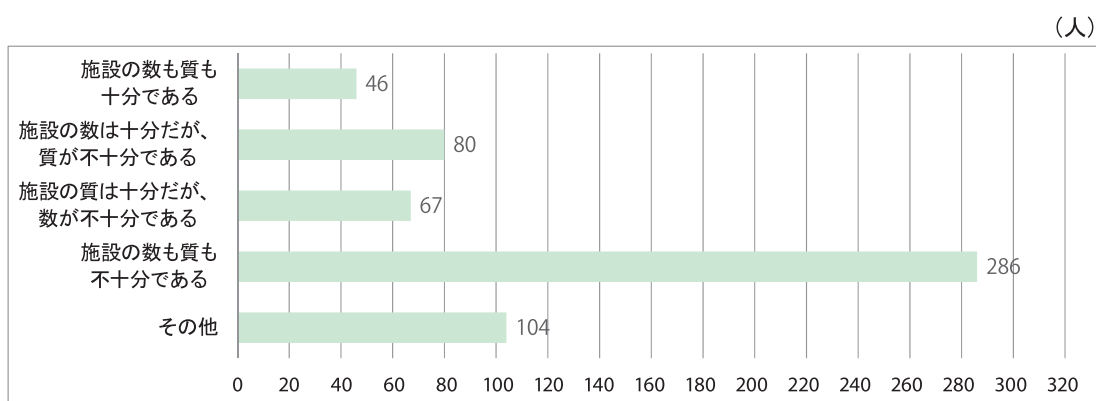


図 市内公共スポーツ施設の認識

- ・過去1年間に公共スポーツ施設を利用した頻度は、「利用した事がない」が46.8%、「利用した事はあるが過去1年間ではない」が29.5%で、合わせて76.3%の人は公共スポーツ施設を過去一年間で利用していない状況です。
- ・この1年間で公共スポーツ施設を利用された人は、「不満はなかった」が52.6%、「不満があった」が47.4%となっています。
- ・公共スポーツ施設の利用頻度を増加させるためには「施設の情報を発信する」が一番多く26.5%となっています。

## 過去1年間の市内公共スポーツ施設の利用状況

### 【新居浜市民の特性】

◆市民は過去1年間で約8割の人が学校体育施設を利用した事がない。

- ・過去1年間に学校体育施設を利用した頻度は「利用した事がない」が62.8%、「利用した事があるが過去1年間ではない」が20.9%で、合わせて83.7%の人が過去1年間で学校体育施設を利用していない状況です。

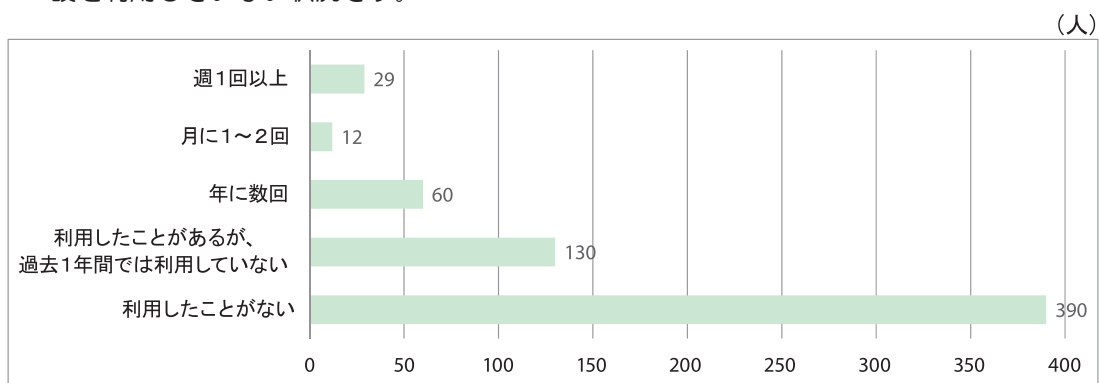


図 過去1年間の市内公共スポーツ施設の利用状況

- ・整備してほしい施設は、「近所の広場や公園」が13.7%、「多目的広場」が13.4%、「体育館」が12.5%、「ハイキングコース」が11.6%で主な回答となっています。

## 市内へのプロスポーツチームの誘致意識

- ・プロスポーツチームが市内にあればよいかは、「特に必要なし」が30.2%、「サッカー」が29.6%、「野球」が20.7%となっています。

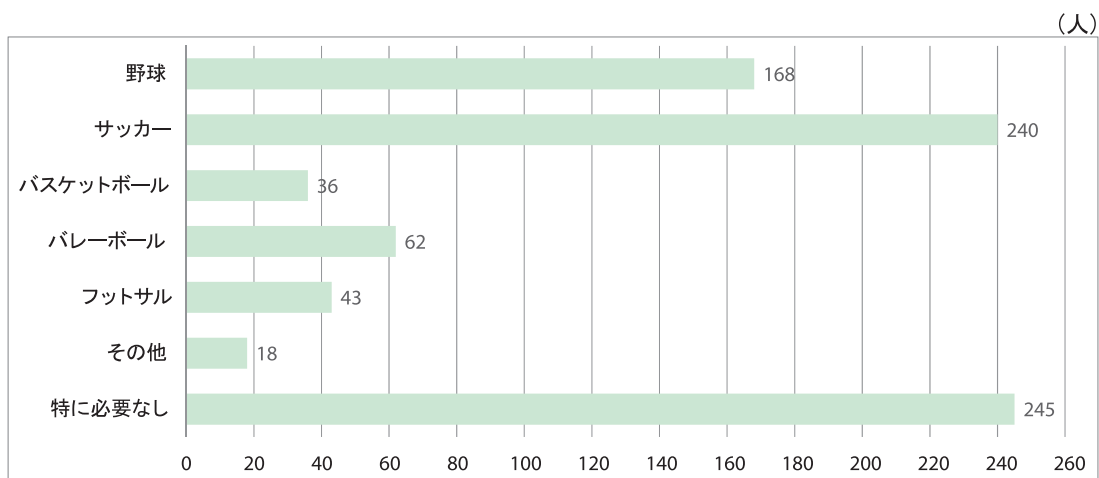


図 市内へプロスポーツチームの誘致意識

### 愛媛マンダリンパイレーツの観戦状況

・愛媛マンダリンパイレーツの観戦は、「行ってみたいと思わない」人が49.3%、「行ったことはないが行ってみたい」が41.0%となっています。

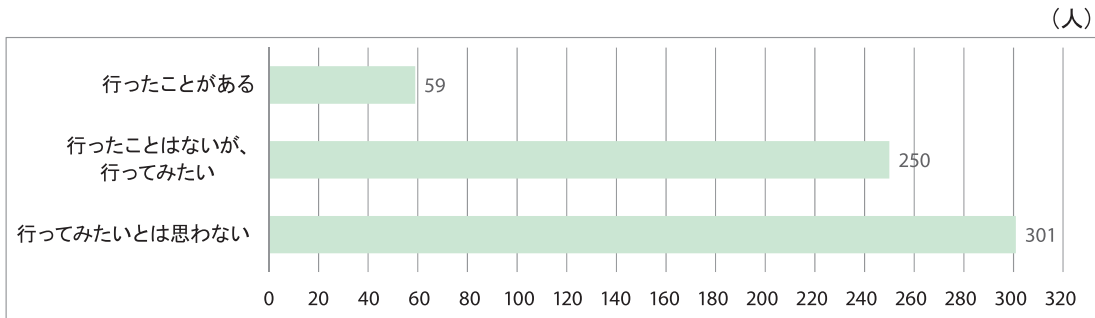


図 愛媛マンダリンパイレーツの観戦状況

### 愛媛FCの観戦状況

・愛媛FCの観戦は、「行ってみたいと思わない」人が45.8%、「行ったことはないが行ってみたい」が45.5%となっています。

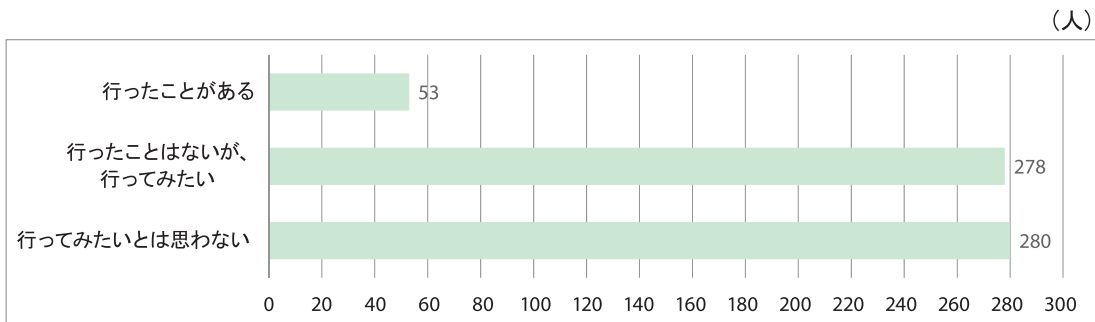


図 愛媛FCの観戦状況

## スポーツ行政への要望

- ・新居浜市スポーツ行政への望みは、「スポーツ総合施設（総合公園）を整備する」が10.8%、次いで「子どもの遊び場をつくる」が9.9%、「スポーツ施設の充実を図る」が9.7%で多い回答となっています。

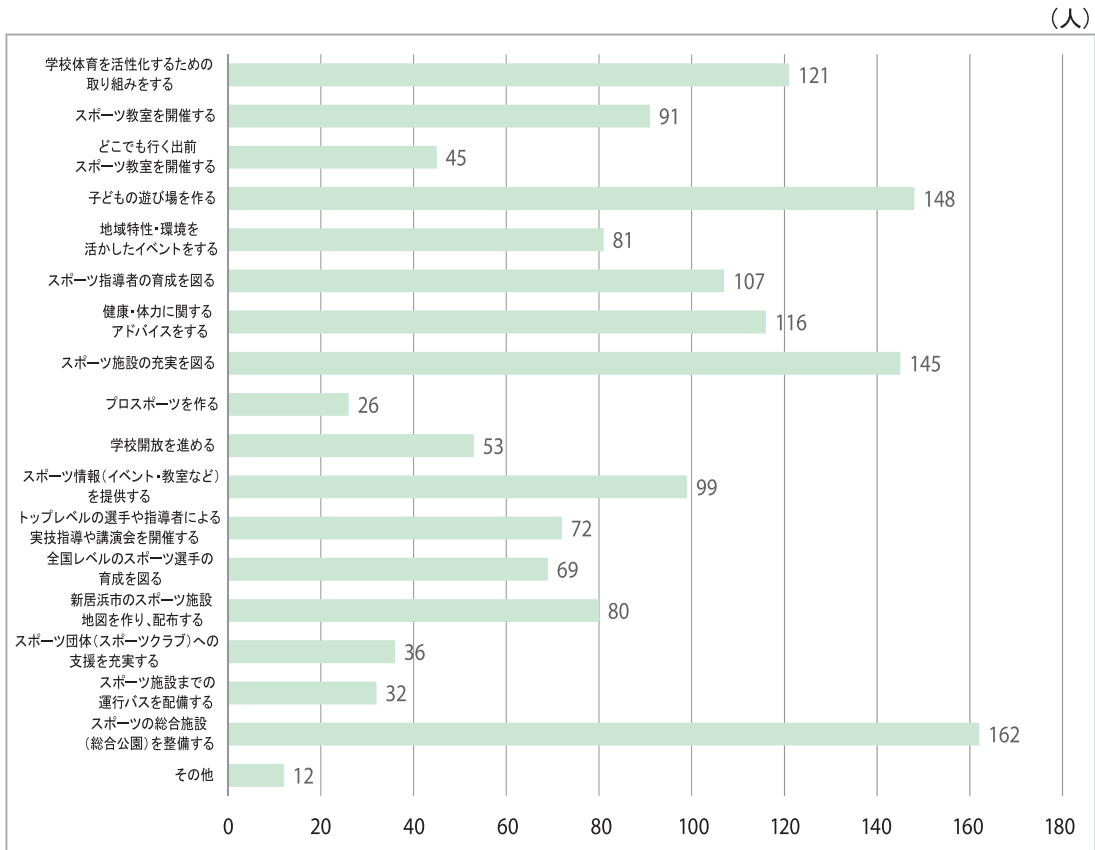


図 スポーツ行政への要望

- ・親は子どもの運動やスポーツの向上に新居浜市スポーツ行政への要望で、「運動(スポーツ)指導者の派遣や紹介」「体育館や公園などの整備やそれらの機能の充実」が共に24.7%と多い回答です。

◆ 児童・生徒の運動やスポーツ活動（児童・生徒）

アンケート回答者

表 学年別回答数者数

	学 年	男 性	女 性	合 計	割 合
1	小学4年生	19	19	38	9.8
2	小学5年生	20	20	40	10.3
3	小学6年生	26	22	48	13.4
4	中学1年生	25	23	48	12.9
5	中学2年生	25	33	58	12.9
6	中学3年生	36	32	68	18.6
7	高校1年生	14	11	25	7.2
8	高校2年生	18	15	33	9.3
9	高校3年生	11	8	19	5.7
	未回答	0	0	0	—
	合計（未回答除く）	194	183	377	100

運動やスポーツの好み

【新居浜市民の特性】

◆児童生徒は運動とスポーツを好んでいる。

・運動やスポーツを「するのを見るのも好き」が59.8%で「するのを見るのも嫌い」が4.0%であり、児童・生徒は運動とスポーツを好んでいる傾向が強い。また、「する方が好き」が22.0%、「見る方が好き」が14.2%となっています。

男女別にみると、女性の方が運動やスポーツをするのを見るのも嫌いな傾向があります。

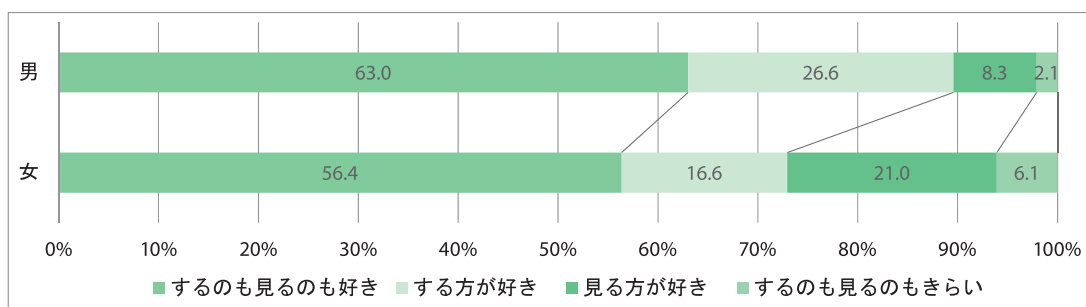


図 男女別運動やスポーツの好み

## 1年間の運動やスポーツをした頻度

- ・運動・スポーツの頻度は、男子は「週に3日以上」76.8%と「週に1～2日以上」15.1%を合わせると、91.9%になる。「全くしなかった」は女子で7.8%となっています。

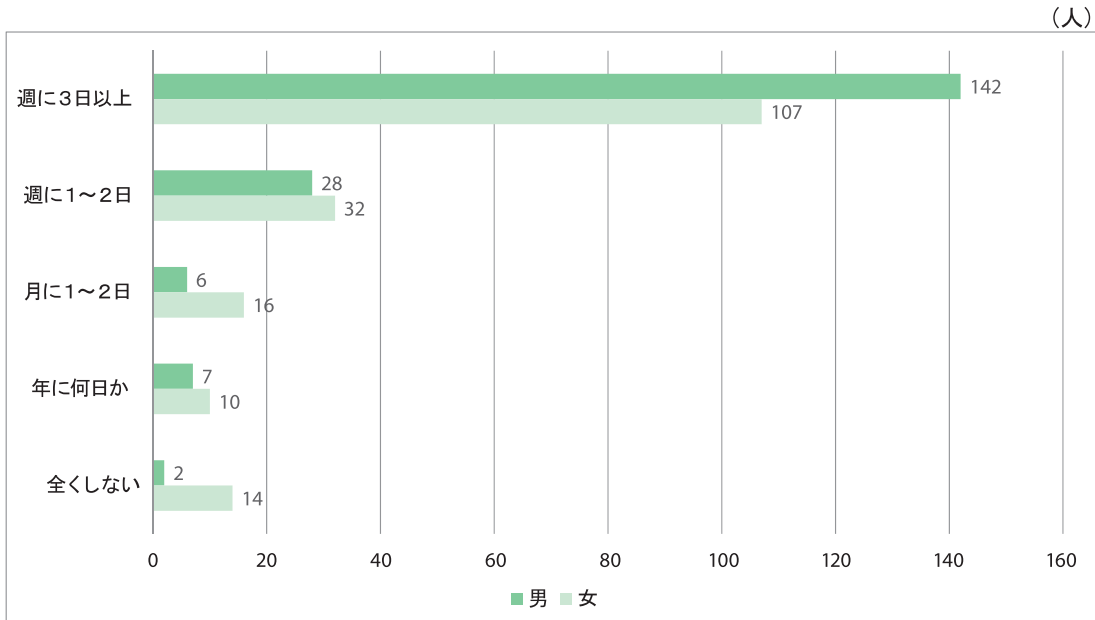


図 1年間の運動やスポーツをした頻度

- ・1回あたりの運動時間は、「2時間以上」が62.2%、「1時間くらい」と「1時間30分くらい」が共に12.2%で、1時間以上では86.6%になります。
- ・運動やスポーツを行なう理由は、「健康・体力づくり」19.7%、「心や体を鍛える」18.3%、「記録や技能の向上」15.5%、これらが主な理由です。
- ・運動やスポーツを全くしない人の理由は、「興味がない」30.8%、「運動やスポーツをすると疲れる」「勉強で時間がない」が共に23.1%で主な意見となっています。

## 運動やスポーツクラブの加入状況

・運動やスポーツクラブの加入状況は、男子が「学校の運動部に入っている」49.5%、女子が「学校の運動部に入っている」が40.5%で「入っていない」が31.8%となっています。

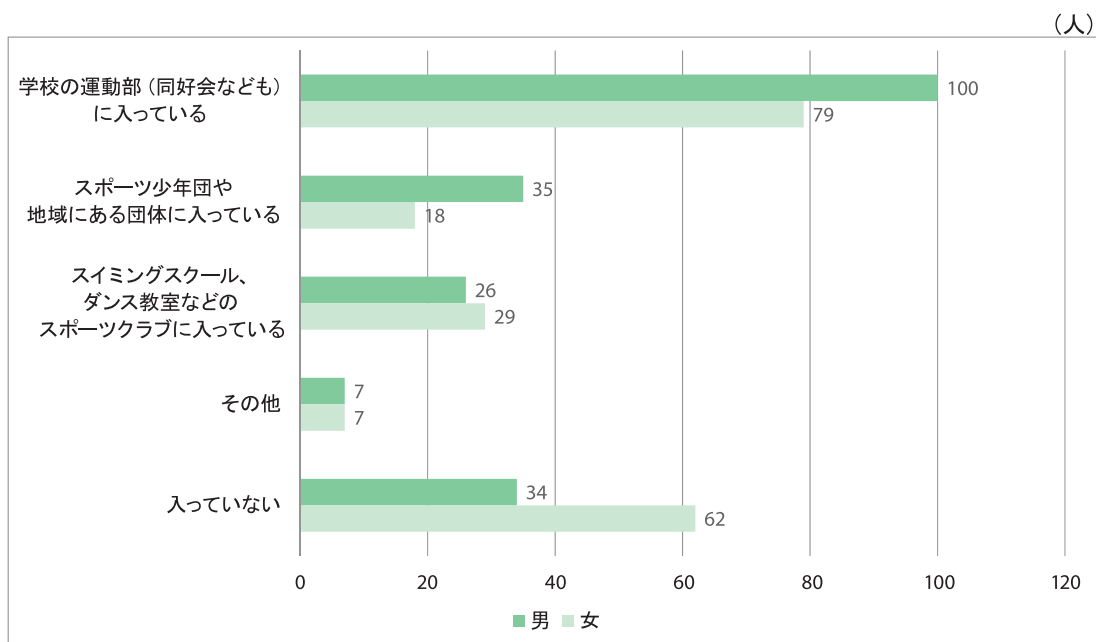


図 男女別運動やスポーツクラブの加入状況

・実際に行なっているスポーツは、「テニス・ソフトテニス」12.3%、「サッカー」11.9%、「水泳」10.2%、が上位3つ、今後やってみたいスポーツは、「サッカー」9.9%、「テニス・ソフトテニス」9.7%、「バドミントン」8.2%、が上位3つ多い回答となっています。

・観戦しているスポーツは、「野球」21.6%、「サッカー」12.8%、「バレーボール」8.5%、上位3つ、今後観戦してみたいスポーツは、「サッカー」14.3%、「野球」9.0%、「バスケットボール」7.3%が上位3つ多い回答となっています。

### 運動やスポーツへの好み（保護者）

#### 【新居浜市民の特性】

◆親は子供が運動やスポーツを好きと思っている。

・親は子どもが運動やスポーツを「好き」と思っているが80.5%となっています。

### 運動やスポーツの頻度（保護者）

#### 【新居浜市民の特性】

◆親は子供に運動やスポーツを週に1～2日以上、一回当たり2時間以上させている。

・親は子どもに運動やスポーツを、「毎日」させているが28.4%、「週に3日以上」が28.4%  
「週に1～2日」が21.0%であるが、「全くさせていない」は14.8%となっています。

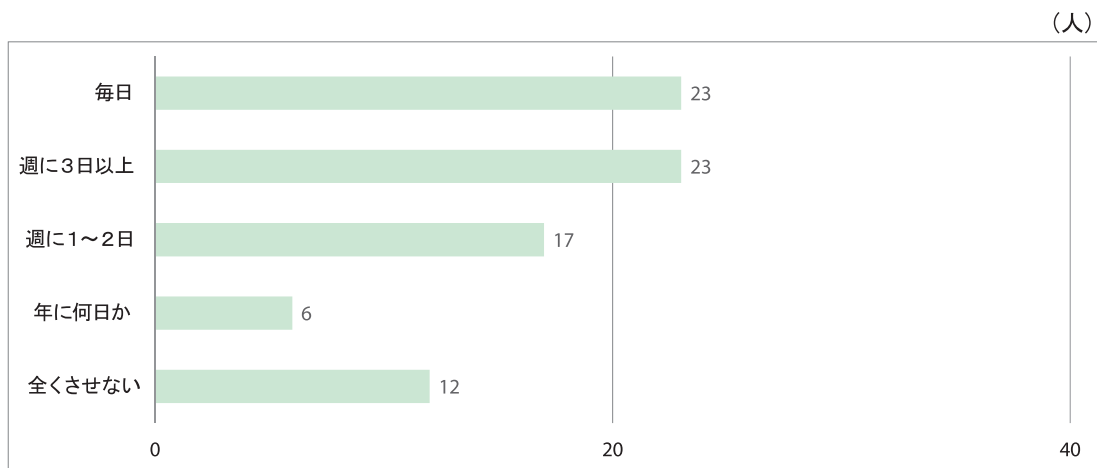


図 運動やスポーツの頻度



### 運動やスポーツへの時間（保護者）

- ・1回あたりの運動時間は、「2時間以上」が58.0%、「1時間30分程度」が14.5%、「1時間程度」と「30分程度」が共に13.0%で、2時間以上の傾向があります。

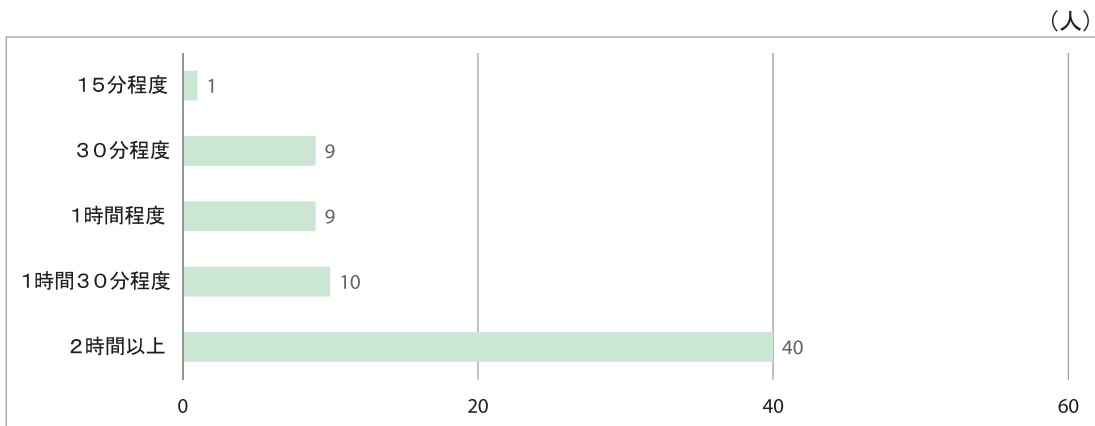


図 運動やスポーツの時間

### 子どもに運動やスポーツをさせる理由（保護者）

#### 【新居浜市民の特性】

- ◆親は子供に運動やスポーツをさせる理由に、友だちづくりや社会性を身に付かせる事と基礎体力を付けさせる事をあげている。

- ・子どもに運動やスポーツをさせる理由は、「友だちづくり、友だちと仲良くするなど社会性を身につけるため」39.1%、次いで「基礎体力をつけるため」30.4%となっています。

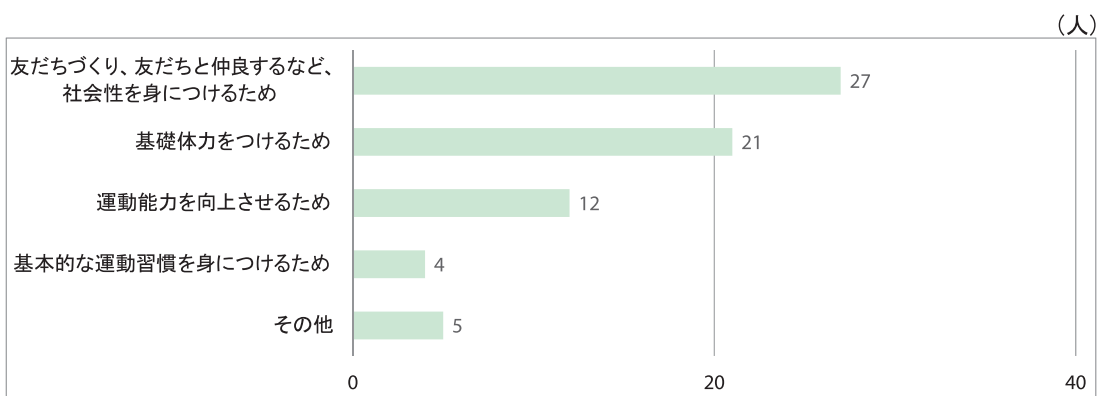


図 子どもに運動やスポーツをさせる理由

## 子どもが運動する場所までの移動（保護者）

### 【新居浜市民の特性】

◆親は子供には学校で運動やスポーツをさせに約6割が徒歩と自転車で行かせ、約3割が自動車で送迎している。

・子どもが運動やスポーツをする場所は、「学校」57.4%、次いで「自宅及びその周辺」13.2%である。また、子どもに、「自転車」46.4%、「徒歩」23.2%で行かせており、「自動車」は29.0%となっています。

## 子どもの運動やスポーツの課題（保護者）

### 【新居浜市民の特性】

◆親が子供に運動やスポーツをさせる課題は、近くに場所がない事と親の忙しさをあげている。

・子どもに運動やスポーツをさせる課題は、「近くに場所がない」25.9%「保護者が忙しく、一緒についていく事ができない」23.2%となっています。

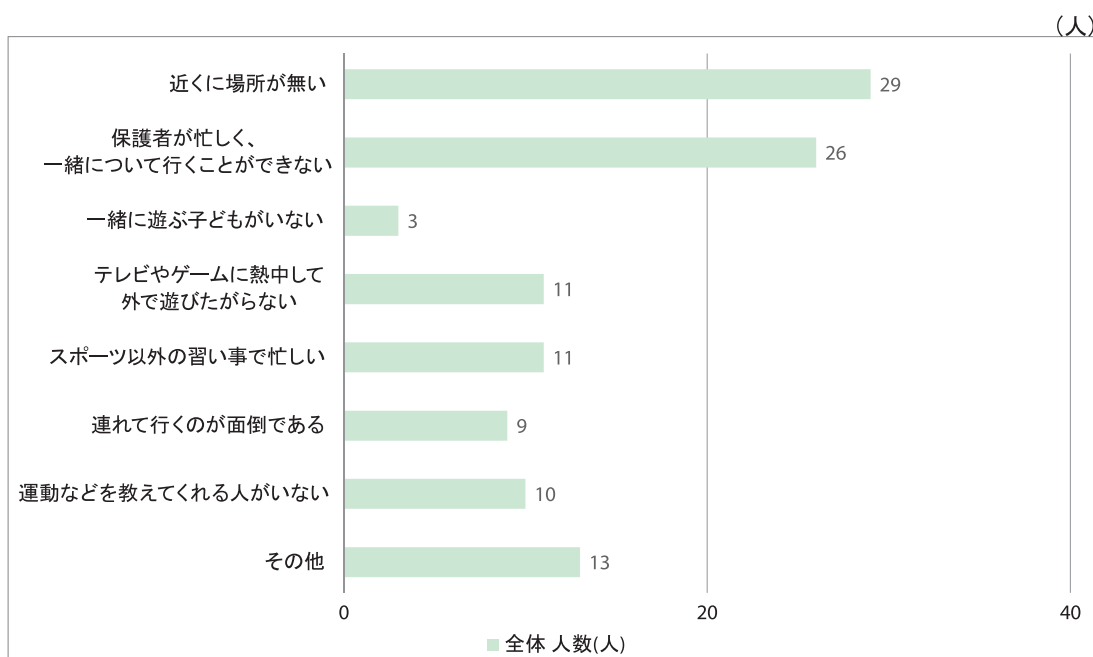


図 子どもの運動やスポーツの課題

## 4

## 新居浜市スポーツ推進審議会

## 【新居浜市スポーツ推進審議会委員】

氏名	所属	役職
荒井正隆	新居浜市小学校校長会	
安藤進一	学識経験者 国立新居浜工業高等専門学校	会長
岡部満代	新居浜市スポーツ推進委員協議会	
加藤清忠	学識経験者 医学博士・早稲田大学名誉教授	
加藤学	新居浜市体育協会	副会長
合田史宣	新居浜市保育協議会	
近藤日左臣	新居浜市社会福祉協議会	
白石宗久	新居浜市連合体育振興会	
白川尚弘	新居浜市中学校体育連盟	
神野年夫	新居浜市公私立幼稚園協議会	
続木明美	新居浜市連合婦人会	
内藤善文 (石崎学)	新居浜市内県立学校協議会 (H25.5.10～現在) (H24.9.7～H25.5.9)	
中津博子	新居浜市中学校校長会	
永易大典	新居浜市医師会	
日野幸彦	新居浜市連合自治会	
村上美	新居浜市女性連合協議会	
森克也	新居浜市小学校体育連盟	

※50音順

【審議経過】

開 催	年 月 日	審 議 内 容
第1回	平成24年9月14日	①新居浜市スポーツ推進計画（仮称）について ②市民意識調査の実施について
第2回	平成24年11月14日	①市民意識調査について 調査内容・対象について
第3回	平成25年5月31日	①市民意識調査結果について ②新居浜市スポーツ推進計画について ・ 名称 ・ 計画の概要（構成） ・ 経過策定スケジュール
第4回	平成25年9月10日	①新居浜市スポーツ推進計画素案審議 ・ 基本理念 ・ 基本目標
第5回	平成25年12月4日	①新居浜市スポーツ推進計画素案審議 ・ 基本理念 ・ 基本目標 ・ 基本施策 ・ 推進体制 ②パブリックコメントの実施について
第6回	平成26年2月20日	新居浜市スポーツ推進計画〈最終審議〉
	平成26年3月	答申

## 【新居浜市スポーツ推進審議会条例】

### ○新居浜市スポーツ推進審議会条例

平成23年9月30日

条例第23号

新居浜市スポーツ振興審議会条例(昭和46年条例第33号)の全部を改正する。

#### (設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、新居浜市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、新居浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第10条に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの指導者等の養成及び資質の向上並びにその活用に関すること。
- (3) スポーツ施設(スポーツの設備を含む。)の整備等に関すること。
- (4) スポーツによる事故の防止等に関すること。
- (5) 学校における体育の充実等に関すること。
- (6) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進に関すること。
- (7) スポーツの発展に寄与した者等の顕彰に関すること。
- (8) スポーツ行事の実施及び奨励等に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、教育委員会が委嘱する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市スポーツ振興審議会条例第1条の規定により置かれている新居浜市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、改正後の新居浜市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第1条の規定により置かれる新居浜市スポーツ推進審議会（以下「新審議会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、それぞれ、施行日に、新条例第3条の規定により新審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## ○スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

## 目次

## 前文

## 第一章 総則（第一条－第八条）

## 第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

## 第三章 基本的施策

## 第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条－第二十条）

## 第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条－第二十四条）

## 第三節 競技水準の向上等（第二十五条－第二十九条）

## 第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条－第三十二条）

## 第五章 国の補助等（第三十三条－第三十五条）

## 附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

- 第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
  - 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
  - 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
  - 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
  - 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
  - 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
  - 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。



(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、

その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### 第三章 基本的施策

#### 第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実  
際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果  
的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、  
スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図  
るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情  
報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するもの  
であり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重  
要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プー  
ル、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるス  
ポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす  
役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の  
必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関  
する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催  
その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることによ  
り、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互  
理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を取めた者及びスポー  
ツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

## 第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむ  
ことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」とい  
う。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にス  
ポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることが  
できるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、  
体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツク  
ラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### 第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のス

スポーツ団が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

#### 第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、

次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
  - 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。